

令和5年度

安城市補正予算書

第23号議案

令和5年度安城市一般会計補正予算（第7号）について

令和5年度安城市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,024,609千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73,455,444千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第4条 法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月29日提出

安城市長 三星元人

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 市税		39,547,672	300,000	39,847,672
	5 市民税	15,965,500	200,000	16,165,500
	10 固定資産税	19,024,000	100,000	19,124,000
20 配当割交付金		220,000	30,000	250,000
	5 配当割交付金	220,000	30,000	250,000
25 株式等譲渡所得割交付金		180,000	40,000	220,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	180,000	40,000	220,000
26 法人事業税交付金		680,000	70,000	750,000
	5 法人事業税交付金	680,000	70,000	750,000
30 地方消費税交付金		4,700,000	100,000	4,800,000
	5 地方消費税交付金	4,700,000	100,000	4,800,000
40 地方特例交付金		264,000	△18,191	245,809
	5 地方特例交付金	264,000	△18,191	245,809
55 分担金及び負担金		365,570	14,700	380,270
	5 負担金	365,570	14,700	380,270
60 使用料及び手数料		984,896	△10,218	974,678
	5 使用料	607,513	△9,218	598,295
	10 手数料	377,383	△1,000	376,383
65 国庫支出金		11,088,420	123,456	11,211,876
	5 国庫負担金	7,673,654	△139,282	7,534,372
	10 国庫補助金	3,378,332	262,738	3,641,070
70 県支出金		5,308,066	△184,056	5,124,010
	5 県負担金	2,866,379	26,536	2,892,915
	10 県補助金	2,026,321	△195,869	1,830,452
	15 委託金	411,366	△14,723	396,643

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
75 財産収入		202,208	168,734	370,942
	5 財産運用収入	92,001	103,734	195,735
	10 財産売払収入	110,207	65,000	175,207
80 寄附金		171,460	△32,953	138,507
	5 寄附金	171,460	△32,953	138,507
85 繰入金		3,241,830	△3,238,715	3,115
	10 基金繰入金	3,241,830	△3,238,715	3,115
90 繰越金		3,075,943	1,026,049	4,101,992
	5 繰越金	3,075,943	1,026,049	4,101,992
95 諸収入		2,841,988	180,685	3,022,673
	10 市預金利子	6,000	1,017	7,017
	15 貸付金元利収入	207,010	△4,000	203,010
	25 雑入	2,598,978	183,668	2,782,646
99 市債		1,883,000	△594,100	1,288,900
	5 市債	1,883,000	△594,100	1,288,900
歳 入 合 計		75,480,053	△2,024,609	73,455,444

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 議会費		427,257	△18,002	409,255
	5 議会費	427,257	△18,002	409,255
10 総務費		6,702,761	1,102,570	7,805,331
	5 総務管理費	5,420,484	1,170,090	6,590,574
	10 徴税費	586,089	△4,000	582,089
	15 戸籍住民基本台帳費	411,245	△12,543	398,702
	20 選挙費	229,486	△50,977	178,509
15 民生費		30,994,544	△476,363	30,518,181
	5 社会福祉費	14,521,831	△155,019	14,366,812
	10 児童福祉費	14,988,563	△464,044	14,524,519
	15 生活保護費	1,482,650	142,700	1,625,350
20 衛生費		7,756,759	△752,088	7,004,671
	5 保健衛生費	3,527,179	△532,853	2,994,326
	10 環境費	4,142,722	△203,235	3,939,487
	15 水道事業費	86,858	△16,000	70,858
25 労働費		98,954	△5,560	93,394
	5 労働諸費	98,954	△5,560	93,394
30 農林水産業費		1,618,507	△97,488	1,521,019
	5 農業費	1,618,507	△97,488	1,521,019
35 商工費		1,117,215	73,014	1,190,229
	5 商工費	1,117,215	73,014	1,190,229
40 土木費		9,109,454	△769,288	8,340,166
	5 土木管理費	393,481	100	393,581
	10 道路橋りょう費	3,046,460	△335,205	2,711,255
	15 河川費	414,135	△60,541	353,594
	20 都市計画費	3,110,388	△268,353	2,842,035
	25 下水道事業費	1,498,509	△39,389	1,459,120

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	30 住宅費	646,481	△65,900	580,581
45 消防費		2,192,360	△83,879	2,108,481
	5 消防費	2,192,360	△83,879	2,108,481
50 教育費		12,292,349	△988,564	11,303,785
	5 教育総務費	1,272,199	△58,080	1,214,119
	10 小学校費	2,745,590	△373,846	2,371,744
	15 中学校費	1,250,097	△189,800	1,060,297
	20 幼稚園費	373,700	△36,000	337,700
	25 社会教育費	2,219,481	△111,434	2,108,047
	30 保健体育費	4,431,282	△219,404	4,211,878
60 公債費		3,059,793	△8,961	3,050,832
	5 公債費	3,059,793	△8,961	3,050,832
歳 出 合 計		75,480,053	△2,024,609	73,455,444

第2表 継続費補正

変 更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
40 土木費	10 道路橋りょう費	末広橋改築事業	211,000	令和4年度	179,350	186,663	令和4年度	179,350
				令和5年度	31,650		令和5年度	7,313
50 教育費	30 保健体育費	南部調理場空調設備改修事業	172,000	令和5年度	68,800	150,000	令和5年度	60,000
				令和6年度	103,200		令和6年度	90,000

第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
			千円
10 総務費	5 総務管理費	庁舎施設管理事業	7,700
		住民情報統合システム等改修事業	25,000
20 衛生費	5 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	5,000
40 土木費	10 道路橋りょう費	道路施設管理事業	45,890
		橋りょう維持管理事業	17,600
		道路新設改良事業	422,239
		橋りょう新設改良事業	29,024
	15 河川費	河川維持管理事業	37,000
		調整池整備事業	24,000
	20 都市計画費	まちづくり推進事業	42,790
		公園補修事業	9,500
		南明治第一土地区画整理事業	96,000
		南明治第三土地区画整理事業	5,000
		三河安城駅南土地区画整理支援事業	115,000
		土地区画整理事業	18,000
45 消防費	5 消防費	水防倉庫改修事業	17,000
		防災備蓄品整備事業	30,000
50 教育費	25 社会教育費	史跡整備事業	37,237
	30 保健体育費	屋外体育施設管理事業	9,900
		レジャープール施設管理事業	5,225

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新明東栄線他 道路整備事業	千円 207,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金について、利 率の見直しを行 った後において は、当該利率見 直し後の利率)	政府資金につい ては、その融資 条件により、銀 行その他の場合 にはその債権者 と協定するもの による。ただし 、市財政の都合 により据置期間 及び償還期限を 短縮し、又は繰 上償還若しくは 低利に借換えす ることができる。	千円 133,900	左に同じ	左に同じ	左に同じ
姫小川藤井 線・居林橋道 路整備事業	72,000				44,000			
北大坪天白線 道路整備事業	52,000				36,700			
河川緊急浚渫 推進事業	23,000				19,300			
浸水被害対策 推進事業	27,000				20,000			
安城桜井駅周 辺特定土地区 画整理事業	78,000				0			
南明治第一土 地区画整理事 業	164,000				81,000			
小学校校舎改 修事業	700,000				504,000			
中学校校舎改 修事業	154,000				133,000			
屋外体育施設 改修事業	292,000				203,000			

第24号議案

令和5年度安城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度安城市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,203千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,528,530千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

安城市長 三星 元 人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 国民健康保険税		3,639,814	△82,426	3,557,388
	5 国民健康保険税	3,639,814	△82,426	3,557,388
15 国庫支出金		0	402	402
	10 国庫補助金	0	402	402
25 県支出金		9,404,656	198,000	9,602,656
	5 県補助金	9,404,656	198,000	9,602,656
35 財産収入		127	1,016	1,143
	5 財産運用収入	127	1,016	1,143
40 繰入金		1,107,647	51,211	1,158,858
	5 他会計繰入金	1,107,647	51,211	1,158,858
歳 入 合 計		14,360,327	168,203	14,528,530

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		181,157	△2,000	179,157
	5 総務管理費	157,727	△2,000	155,727
10 保険給付費		9,151,204	198,000	9,349,204
	5 療養諸費	7,999,004	198,000	8,197,004
	20 出産育児諸費	80,034	0	80,034
23 国民健康保険事業費納付金		4,804,149	△28,813	4,775,336
	10 後期高齢者支援金等分	1,217,101	△13,165	1,203,936
	15 介護納付金分	428,518	△15,648	412,870
30 基金積立金		127	1,016	1,143
	5 基金積立金	127	1,016	1,143
歳 出 合 計		14,360,327	168,203	14,528,530

第25号議案

令和5年度安城市有料駐車場事業特別会計補正予算（第2号）について

令和5年度安城市の有料駐車場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ960千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ408,960千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 財産収入		120	960	1,080
	5 財産運用収入	120	960	1,080
歳 入 合 計		408,000	960	408,960

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 有料駐車場費		408,000	960	408,960
	5 駐車場費	403,497	960	404,457
歳 出 合 計		408,000	960	408,960

第26号議案

令和5年度安城市安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正
予算（第1号）について

令和5年度安城市の安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ48,269千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ667,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和6年2月29日提出

安城市長 三星 元 人

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 事業収入		290,900	△96,760	194,140
	5 保留地処分金	207,900	△99,060	108,840
	10 換地清算金	83,000	2,300	85,300
15 国庫支出金		87,500	△87,500	0
	10 国庫補助金	87,500	△87,500	0
30 繰入金		337,548	66,302	403,850
	5 一般会計繰入金	337,548	66,302	403,850
35 繰越金		1	69,737	69,738
	5 繰越金	1	69,737	69,738
40 諸収入		50	△48	2
	10 雑入	50	△48	2
歳 入 合 計		716,000	△48,269	667,731

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 安城桜井駅周辺特定土 地区画整理費		716,000	△48,269	667,731
	5 土地区画整理費	716,000	△48,269	667,731
歳 出 合 計		716,000	△48,269	667,731

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
5 安城桜井駅周辺 特定土地区画整 理費	5 土地区画整理費	土地区画整理事業	千円 18,000

第 27 号議案

令和 5 年度安城市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度安城市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 93,880 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,651,780 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 2 月 29 日提出

安城市長 三星 元 人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保険料		2,728,001	△20,600	2,707,401
	5 介護保険料	2,728,001	△20,600	2,707,401
15 国庫支出金		2,243,982	△70,896	2,173,086
	5 国庫負担金	1,921,650	△64,139	1,857,511
	10 国庫補助金	322,332	△6,757	315,575
20 支払基金交付金		2,878,179	△67,523	2,810,656
	5 支払基金交付金	2,878,179	△67,523	2,810,656
25 県支出金		1,548,192	△104,679	1,443,513
	5 県負担金	1,445,837	△107,701	1,338,136
	10 県補助金	102,355	3,022	105,377
30 財産収入		342	3,892	4,234
	5 財産運用収入	342	3,892	4,234
35 繰入金		2,159,149	△241,869	1,917,280
	5 一般会計繰入金	2,049,758	△132,478	1,917,280
	10 基金繰入金	109,391	△109,391	0
40 繰越金		1	595,555	595,556
	5 繰越金	1	595,555	595,556
歳 入 合 計		11,557,900	93,880	11,651,780

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 総務費		312,538	△8,300	304,238
	5 総務管理費	189,850	0	189,850
	15 介護認定審査会費	102,910	△8,300	94,610
10 保険給付費		10,361,500	△265,000	10,096,500
	5 介護サービス等諸費	9,445,000	△125,000	9,320,000
	10 介護予防サービス等諸費	464,000	△65,000	399,000
	15 その他諸費	7,000	0	7,000
	20 高額介護サービス等費	239,600	△30,000	209,600
	23 高額医療合算介護サービス等費	37,300	0	37,300
	25 特定入所者介護サービス等費	168,600	△45,000	123,600
15 地域支援事業費		878,088	△63,900	814,188
	5 介護予防・生活支援サービス事業費	400,174	△60,000	340,174
	10 一般介護予防事業費	63,167	△3,000	60,167
	15 包括的支援事業費・任意事業費	413,947	△900	413,047
	20 その他諸費	800	0	800
25 基金積立金		342	279,892	280,234
	5 基金積立金	342	279,892	280,234
35 諸支出金		5,432	151,188	156,620
	5 償還金及び還付加算金	5,432	151,188	156,620
歳 出 合 計		11,557,900	93,880	11,651,780

第28号議案

令和5年度安城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和5年度安城市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ63,500千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,636,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月29日提出

安城市長 三星元人

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 後期高齢者医療保険料		2,364,000	△65,000	2,299,000
	5 後期高齢者医療保険料	2,364,000	△65,000	2,299,000
10 繰入金		320,847	2,000	322,847
	5 一般会計繰入金	320,847	2,000	322,847
15 繰越金		10,000	△624	9,376
	5 繰越金	10,000	△624	9,376
20 諸収入		5,153	124	5,277
	5 延滞金、加算金及び過料	1	124	125
歳 入 合 計		2,700,000	△63,500	2,636,500

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 後期高齢者医療広域連 合納付金		2,684,237	△63,500	2,620,737
	5 後期高齢者医療広域連 合納付金	2,684,237	△63,500	2,620,737
歳 出 合 計		2,700,000	△63,500	2,636,500

第29号議案

令和5年度安城市水道事業会計補正予算（第1号）について

（総則）

第1条 令和5年度安城市の水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度安城市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 水道事業収益	3,262,000千円	△15,000千円	3,247,000千円
第20項 営業外収益	347,466千円	△15,000千円	332,466千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 水道事業費用	3,135,000千円	△51,859千円	3,083,141千円
第10項 営業費用	3,070,581千円	△51,859千円	3,018,722千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,093,921千円は、減債積立金54,234千円、建設改良積立金100,000千円、過年度分損益勘定留保資金767,215千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額97,416千円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額75,056千円で補填するものとする。）」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	513,000千円	18,000千円	531,000千円
第10項 企業債	200,000千円	△5,000千円	195,000千円
第20項 一般会計出資金	3,486千円	△1,000千円	2,486千円
第40項 工事負担金	226,854千円	43,650千円	270,504千円
第50項 国県支出金	34,650千円	△19,650千円	15,000千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	1,776,000千円	△151,079千円	1,624,921千円
第10項 建設改良費	1,721,766千円	△151,079千円	1,570,687千円

(継続費)

第4条 予算第5条で定めた継続費を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
4 資本的支出	10建設改良費	北部浄水場6号配水ポンプ更新事業	130,000 千円	令和5年度	52,000 千円	118,000 千円	令和5年度	47,000 千円
				令和6年度	78,000 千円		令和6年度	71,000 千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
地震防災施設緊急整備事業	200,000千円	△5,000千円	195,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	280,432千円	△2,938千円	277,494千円

令和6年2月29日提出

安城市長 三星元人

第30号議案

令和5年度安城市下水道事業会計補正予算（第1号）について

（総則）

第1条 令和5年度安城市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和5年度安城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	既決予定	補正予定	計
(2) 年間総処理水量	16,054,000 m ³	△295,000 m ³	15,759,000 m ³
(3) 1日平均処理水量	44,000 m ³	△900 m ³	43,100 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
管渠整備工事費	1,481,902千円	△237,800千円	1,244,102千円
流域下水道建設費負担金	107,749千円	△21,500千円	86,249千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	3,333,000千円	△116,614千円	3,216,386千円
第10項 営業収益	1,709,771千円	△30,000千円	1,679,771千円
第20項 営業外収益	1,578,226千円	△94,014千円	1,484,212千円
第30項 特別利益	45,003千円	7,400千円	52,403千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第2款 下水道事業費用	3,207,000千円	△95,429千円	3,111,571千円
第10項 営業費用	2,983,396千円	△90,333千円	2,893,063千円
第20項 営業外費用	222,594千円	△5,096千円	217,498千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条括弧書を「（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,326,144千円は、当年度分損益勘定留保資金1,257,815千

円、過年度分損益勘定留保資金4,566千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額61,380千円及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,383千円で補填するものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第3款 資本的収入	2,098,000千円	△182,874千円	1,915,126千円
第10項 企 業 債	1,060,200千円	△153,600千円	906,600千円
第20項 一般会計出資金	431,513千円	15,336千円	446,849千円
第40項 受益者負担金	79,827千円	7,700千円	87,527千円
第50項 国 県 支 出 金	525,760千円	△51,610千円	474,150千円

支 出

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第4款 資本的支出	3,419,000千円	△177,730千円	3,241,270千円
第10項 建設改良費	2,161,070千円	△177,730千円	1,983,340千円

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	既決予定額	補正予定額	計
公共下水道事業	952,900千円	△132,400千円	820,500千円
流域下水道事業	107,300千円	△21,200千円	86,100千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	181,631千円	△7,273千円	174,358千円

令和6年2月29日提出

安城市長 三星 元 人